

○運転免許の行政処分事務取扱要領の制定について（通達）

平成12年3月17日

福岡県警察本部内訓第8号

本部長

改正 平成12年12月20日本部内訓第49号

平成13年3月22日本部内訓第8号

平成14年4月11日本部内訓第20号

平成14年11月7日本部内訓第47号

平成18年5月31日本部内訓第18号

平成19年4月13日本部内訓第8号

平成19年5月30日本部内訓第12号

平成20年5月27日本部内訓第20号

平成21年3月26日本部内訓第11号

平成21年5月29日本部内訓第20号

平成24年3月29日本部内訓第10号

平成24年7月6日本部内訓第19号

平成24年12月25日本部内訓第29号

平成26年3月18日本部内訓第9号

平成26年5月29日本部内訓第25号

平成27年3月27日本部内訓第13号

平成27年12月24日本部内訓第37号

平成28年3月14日本部内訓第13号

平成28年3月29日本部内訓第22号

平成29年3月10日本部内訓第7号

平成29年8月8日本部内訓第24号

平成29年9月29日本部内訓第30号

平成31年3月5日本部内訓第7号

令和元年11月29日本部内訓第34号

令和3年2月12日本部内訓第3号

この度、「運転免許の行政処分事務取扱要領の制定について」（昭和44年福警免内訓第1号）の全部を次のように改正し、4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

目次

- 第1 総則
- 第2 点数制度による行政処分
- 第3 点数制度によらない行政処分
- 第4 再試験に係る取消し
- 第5 申請による取消し等
- 第6 仮運転免許の取消し
- 第7 行政処分手配者に対する出頭命令等
- 第8 福岡県公安委員会の公印の保管
- 第9 関係書類の保存

(平14本部内訓47・平24本部内訓10・目次一部改正)

第1 総則

1 趣旨

この内訓は、運転免許（以下「免許」という。）の行政処分を行う場合における事務（以下「行政処分事務」という。）の取扱要領に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

免許の行政処分事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

3 用語の意義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転の禁止の処分をいう。
- (2) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故（自動車等の交通による人の死傷又は物の損壊をいう。以下同じ。）の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (3) 違反行為 自動車等の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、令別表第2の1の表の上欄に掲げるもの及び令別表第2

の2の表の上欄に掲げる行為をいう。

- (4) 警察署等 警察署、地域部自動車警ら隊、同部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び北九州市警察部機動警察隊をいう。
- (5) 署長等 警察署等の長をいう。
- (6) 暴走行為事案 自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び同違反と同時にした違反行為を除く。）の事案をいう。
- (7) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 違反等登録 違反登録（違反行為をした者について行う登録をいう。）及び事故登録（交通事故を伴った違反行為をした者について行う登録をいう。）をいう。
- (9) 違反等登録票 違反等登録に関する違反登録票及び事故登録票をいう。
- (10) 行政処分報告書 違反報告書、事案報告書その他行政処分手続に関する調査書類をいう。
- (11) 点数通報書 違反等登録を行った場合において、警察庁情報処理センターから通報される免許の不適合事由に関する通報資料をいう。
- (12) 免許の停止等 免許の効力の停止若しくは保留又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）に係る自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (13) 前歴 令別表第3の備考の1に規定する前歴をいう。
- (14) 意見の聴取 法第104条第1項に規定する意見の聴取をいう。
- (15) 仮停止等 法第103条の2第1項に規定する仮停止及び法第107条の5第10項において準用する仮禁止をいう。
- (16) 仮停止等事案 仮停止等の対象事案をいう。
- (17) 執務時間 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの時間をいう。
- (18) 準仮停止手続 準仮停止手続対象事案（令別表第2の1の表に定める点数が12点以上の違反行為、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為及び違反行為をし、よって交通事故を起こした場合において、当該違反行為に付する基礎点数に令別表第2の備考の1の2の規定により点数を加えた場合の合計の点数が12点以上となる時の交通事故をい

- う。ただし、交通部運転免許管理課長（以下「管理課長」という。）が別に定めるものを除く。以下同じ。）について仮停止等に準じた発生速報による違反等登録の迅速処理、法第104条第1項に規定する意見の聴取の迅速な通知等早期処分のための事務手続をいう。
- (19) 処分手配 行政処分が未執行となっている所在不明者について、所在発見のために行う手配をいう。
- (20) 処分事案の移送 処分事由発生時における運転者の住所地が当該処分事由発生地以外の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合における当該処分事由発生地の都道府県公安委員会から当該運転者の住所地の都道府県公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。
- (21) 処分移送通知 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第3項に規定する処分移送通知書の送付をいう。
- (22) 処分通知 法第90条第11項、第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第7項に規定する処分をした都道府県公安委員会から処分を受ける者（以下「被処分者」という。）の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (23) 警告点通報 違反等登録を行った場合において、警察庁情報処理センターから通報される、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第3号に規定する通知業務（以下「警告点通知業務」という。）に資する通報をいう。
- (24) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (25) 違反者講習該当事案の移送 違反者講習該当行為時における運転者の住所地が当該違反者講習該当行為地以外の都道府県公安委員会の区域内にある場合における当該違反者講習該当行為地の都道府県公安委員会から当該運転者の住所地の都道府県公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (26) 重大違反唆し等 法第90条第1項第5号に規定するものをいう。
- (27) 道路外致死傷 法第90条第1項第6号に規定するものをいう。
- (28) 危険性帯有 法第103条第1項第8号に該当するものをいう。
- (29) 聴聞 法第104条の2第1項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号に規定する聴聞をいう。
- (30) 一定の病気等 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。
- (31) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項までに規定する適性検査をいう。

- (32) 基準該当診断書提出命令 法第102条第1項から第3項までに規定する診断書を提出すべき旨の命令をいう。
- (33) 免許等保有者 免許を受けた者又は法第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者（本邦に上陸をした日から起算して1年を超えている者を除く。）をいう。
- (34) 暫定停止 法第104条の2の3第1項に規定する臨時適性検査の実施又は基準該当診断書提出命令に伴う免許の効力の停止をいう。
- (35) 専門医 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号の規定による処分の要件に関し、専門的な知識を有すると福岡県公安委員会が認めた医師をいう。
- (36) 適性検査受検命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受けるべき旨の命令をいう。
- (37) 診断書提出命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する診断書を提出すべき旨の命令をいう。
- (38) 臨時認知機能検査 法第101条の7第1項に規定する認知機能検査をいう。
- (39) 臨時高齢者講習 法第101条の7第4項の規定により行う講習をいう。
- (40) 取消等該当関連情報登録 病気等により拒否、取消し等の処分が相当と認められた者で点数等の処分を行ったこと等により病気等による処分を行わなかったもの、薬物等により検挙された者で警察署長から連絡がなされ登録が必要と判断されるもの等について、運転免許試験の合格時等における確認の資料とするために行う登録をいう。
- (41) 麻薬 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条に規定する麻薬をいう。
- (42) 大麻 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻をいう。
- (43) あへん あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしをいう。
- (44) 覚醒剤 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。
- (45) 再試験 法第100条の2に規定する再試験をいう。
- （平14本部内訓20・平14本部内訓47・平18本部内訓18・平20本部内訓20・平21本部内訓11・平21本部内訓20・平26本部内訓25・平29本部内訓7・平31本部内訓7・令3本部内訓3・本項一部改正）

第2 点数制度による行政処分

1 違反行為の発見報告

取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為を発見した場合は、速やかに次の書類を作成し、署長等に報告しなければならない。

(1) 交通違反を理由とする場合

ア 反則切符、交通切符及び点数切符の適用事案については、交通違反行政処分報告書（取締り原票裏面）

イ ア以外の事案については、交通違反行政処分報告書（様式第1号）

ウ ア及びイの報告書には、当該事案に応じ、次の関係書類を添付すること。

(ア) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード（写し）

(イ) 否認事案については、捜査報告書（写し）、被疑者供述調書（写し）及び実況見分調書（写し）

(ウ) 反則切符、交通切符又は点数切符で処理した暴走行為事案については、暴走行為認定カード（様式第2号）

(エ) その他事案の認定に必要な書類

(2) 交通事故を理由とする場合

ア 人身事故等及び交通切符以外で処理する物件事故については、交通事故行政処分報告書（様式第3号）

イ 交通切符で処理する物件事故については、交通違反行政処分報告書（取締り原票裏面）

ウ ア及びイの報告書には、当該事案に応じ、次の関係書類を添付すること。

(ア) 捜査報告書（写し）

(イ) 実況見分調書（写し）

(ウ) 被疑者供述調書（写し）

(エ) 被害者の検案書（写し）若しくは診断書（写し）又は被害見積書（建造物損壊事故以外の物件事故の場合は除く。）（写し）

(オ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード（写し）

(カ) その他事案の認定に必要な書類

(3) 関連事案の一括報告

次の事案は、一括して報告するものとする。

ア 同一の機会における複数の違反行為の事案

イ 連続した違反行為の事案

ウ 共犯事案

エ 相被疑事案

2 署長等の措置

(1) 違反等登録票の作成

署長等は、行政処分報告書に係る事案のうち、送致又は通告が不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。

(2) 違反等登録票作成責任者の指定

署長等は、交通違反又は交通事故の事件送致を担当する職員のうちから、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

(3) 審査責任者の指定

ア 署長等は、行政処分報告書に関する審査を行わせるため、所属の交通担当の警部補以上の階級にある者の中から審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者の任務は、次のとおりとする。

(ア) 行政処分報告書及び添付すべき関係書類の確認

(イ) 違反行為の事実認定の適否の審査

(ウ) 違反等登録票の内容と関係書類との照合

(エ) 人身事故等の場合は、不注意の程度の認定の適否

(4) 行政処分報告書に関する指導監督等

ア 署長等は、違反行為の発見報告のあった事案について、行政処分報告書の作成及び送付が適正に行われているかどうか指導監督するものとする。

イ 署長等は、違反行為の発見報告のあった事案で違反等登録票を作成しなかったものについては、その経過を明らかにしておくものとする。

(5) 行政処分報告書の送付

ア 署長等は、次表の区分に従い、行政処分報告書を速やかに管理課長に送付するものとする。

区分	送付書の様式
交通違反に係るもの（暴走行為事案、共同危険行為等禁止違反、無免許運転及び否認事件に係るものを除く。）	行政処分報告書（／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／）送付書（様式第4号）
交通事故に係るもの（無免許運転に係る	交通事故行政処分報告書送付書（様式第5号）

ものを除く。)	
暴走行為事案及び共同危険行為等禁止違反に係るもの	暴走行為等行政処分報告書送付書（様式第6号）
無免許運転に係るもの	行政処分報告書（／無免許／法令・事故／）送付書（様式第7号）
否認事件に係るもの	交通違反（／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／）否認事件送付書（様式第8号）

イ 署長等は、反則切符、交通切符及び点数切符で処理した暴走行為事案については、取締り原票右上部欄外に（（走））と朱書して、管理課長に送付するものとする。

ウ 署長等は、1事案に違反行為を行った者が複数いる場合において、それらの者の住所が異なる公安委員会の区域内にあるときは、それぞれの公安委員会に相当する数の行政処分報告書及び1の（1）のウの（ア）から（エ）まで及び同（2）のウの（ア）から（カ）までに掲げる関係書類を作成し、一括して管理課長に送付するものとする。

エ 署長等は、行政処分報告書に係る事案が関連していると認める場合は、原則として一括して管理課長に送付するものとする。

なお、1の（3）のア及びイの事案について、複数の行政処分報告書を作成した場合は、同時犯等報告書（様式第9号）を作成の上添付するものとする。

（6） 抹消依頼

署長等は、行政処分報告書を送付した事案について、違反等登録の内容を変更し、又は違反等登録を不相当とする事情が生じた場合は、管理課長に速報するとともに、違反等登録の抹消を必要とするものについては、速やかに違反等登録抹消依頼書（様式第10号）を送付するものとする。

3 違反等登録

（1） 行政処分報告書の点検

ア 管理課長は、所属の違反等登録の担当又は審査の担当の係長のうちから行政処分報告書点検責任者（以下「点検責任者」という。）を指定するものとする。

イ 点検責任者は、行政処分報告書及び行政処分報告書に係る送付書を照合の上点検するとともに、警察署等の違反等登録票作成責任者の指導教養等を行うものとする。

（2） 違反等登録の審査

ア 管理課長は、所属の警部以上の階級にある者のうちから違反等登録審査官（以下「登録審査官」という。）を指定するものとする。

イ 登録審査官の任務は、次のとおりとする。

(ア) 署長等から送付された行政処分報告書に係る交通違反及び交通事故が、違反等登録の対象となるかどうかの審査

(イ) 違反行為の事実認定及び事実の証明が十分であるかどうかの審査

(ウ) 違反行為に係る違反等登録の内容を変更する必要があると認めるときの所要の修正

(エ) 他の公安委員会から移送を受けた事案について、当該事案に係る違反等登録が適正に行われているかどうかの審査

(オ) 警察署等の審査責任者の指導教養等

(3) 違反等登録の除外

管理課長は、違反等登録に係る事案について、違反行為の不存在若しくは事実誤認があると認め、又は告知等の基準に該当しないと認めた場合は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。ただし、補充調査又は関係書類の追送付によって違反等登録が可能と認めるものについては、行政処分報告書を送付した署長等に補充調査又は関係書類の追送付を依頼するものとする。

(4) 違反等登録の迅速処理

管理課長は、行政処分報告書の点検及び違反等登録の審査の終了後、速やかに違反等登録を行うものとする。

(5) 違反等登録の報告

ア 登録審査官は、違反等登録の取扱状況を違反等登録日報（様式第11号）により管理課長に報告しなければならない。

イ 管理課長は、(3)により違反等登録の除外をした事案については、登録除外名簿（様式第12号）を作成するものとする。

(6) 他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案の違反等登録の変更等

管理課長は、他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、違反等登録の審査の結果、違反等登録の変更又は抹消をすべき理由を認めた場合は、当該事案の発生地都道府県警察の行政処分担当課長に違反等登録の変更又は抹消を依頼するものとする。

(7) 違反等登録の抹消

管理課長は、違反等登録後に違反等登録を抹消すべき事情が生じた場合は、当該違反等登録を抹消の上、抹消登録簿（様式第13号）を作成するものとする。

4 処分量定

(1) 処分量定の方法

管理課長は、処分量定を行う場合は、次の方法により行い、処分量定書（様式第14号）を作成するものとする。

なお、処分を猶予し、又は処分を軽減すべき理由がある場合は、処分量定書の軽減等の理由欄にその理由を朱書するものとする。

ア 取消し及び停止

点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る行政処分報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

イ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証等を所持する者に係る自動車等の運転の禁止の処分量定は、点数通報書に記載の違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみである場合は当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分歴（以下これらを「違反歴等」という。）の通報があった場合は国籍及び住所等によって当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、当該点数通報書及びその点数に達することとなった違反行為に係る行政処分報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(2) 処分量定上の留意事項

管理課長は、処分量定に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

ア 点数通報書及び処分量定書の前歴、違反歴及び累積点数を照合し、相違の有無を確認すること。

イ 違反等登録後に、点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じた場合は、点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

5 処分の決定の決裁

処分の決定の決裁は、免許の取消し及び免許の停止等の期間が90日以上 of 処分に係るものにあつては行政処分決定書（甲）（様式第15号）に、免許の停止等の期間が90日未満の処分に係るものにあつては行政処分決定書（乙）（様式第16号）にそれぞれ関係書類を添えて受けるものとする。

6 処分の執行等

(1) 処分の執行

管理課長は、処分が決定した事案について行政処分原簿（様式第17号）を作成し、処分を執行するものとする。

(2) 処分の執行場所

処分の執行は、意見の聴取時における処分の執行を除き、原則として、福岡、北九州、筑豊又は筑後の自動車運転免許試験場（以下これらを「運転免許試験場」という。）において速やかに行うものとする。

(3) 処分書の交付

処分の執行は、被処分者に対し、処分の内容を口頭で告知した上、運転免許／取消／停止／処分書（規則別記様式第19の3の3）又は自動車等の運転禁止処分書（規則別記様式第22の6）（以下これらを「処分書」という。）を交付して行うものとする。

(4) 処分者名簿の作成

管理課長は、処分を執行した場合は、取消処分者名簿（様式第18号）又は停止処分者名簿（様式第19号）を作成するものとする。

(5) 免許証の提出等

管理課長は、処分を執行した場合は、被処分者に運転免許証又は国際運転免許証等（以下これらを「免許証」という。）の提出又は返納をさせ、請書（様式第20号）を徴するものとする。

7 処分の登録

管理課長は、処分を執行した場合は、速やかに処分の登録を行うものとする。

8 処分の短縮

管理課長は、被処分者が停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。）を受講したことにより処分期間を短縮する場合は、停止処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程（昭和40年福岡県公安委員会規程第5号）及び停止処分者講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程の運用について（昭和54年福岡警運免内訓第1号）の規定により行い、処分の短縮を受ける者に対して／運転免許停止・保留／自動車等の運転禁止／期間短縮通知書（様式第21号）を交付して通知するものとする。

9 免許証の返還等

(1) 免許証の返還

管理課長は、処分の期間が満了した者から当該処分に係る免許証の返還の請求があった場合は、その者に対し、停止処分者名簿の受領印欄に受領印の押印を求め、免許証を返還するものとする。この場合において、当該免許証を受領する者が代理人のときは、委任状を徴するものとする。

(2) 運転免許証の廃棄

管理課長は、取消処分によって返納された運転免許証を廃棄する場合は、焼却又は裁断の方法によって行うものとする。

10 仮停止等

(1) 警察署長の措置

ア 交通事故の発生地を管轄する警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。以下この10において同じ。）は、仮停止等事案が発生した場合は、仮停止等事案発生報告書（様式第22号）により管理課長（執務時間以外の時間にあつては、本部当直の総合当直（交通担当）とする。）を經由して警察本部長に速報し、指揮を受けるものとする。

イ 警察署長は、仮停止等の処分を決定する場合は、次により行わなければならない。

(ア) 仮停止等の処分は、次の事項を審査して決定すること。

- a 仮停止等事案発生報告書の内容
- b 実況見分又は検証の結果
- c 医師の診断の結果
- d 酒酔い運転については、飲酒検知等の結果
- e 被処分者及び関係者の供述の内容
- f その他事案の認定に必要な事項

(イ) 警察署長は、必要があると認める場合は、被処分者、参考人等から直接事情を聴取するなどしてその適正な認定を行い、仮停止等を決定すること。

ウ 処分決定上の留意事項は、次のとおりとする。

(ア) 否認事件については、被処分者の供述以外に当該事案を立証する十分な証拠があるかどうかを検討した上で処分を決定すること。

(イ) 被害の程度又は責任の程度が軽微で、明らかに軽い本処分（仮停止等の処分後、法第103条又は第107条の5の規定により行う公安委員会の処分をいう。以下同じ。）に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

(ウ) 仮停止等の処分事由に該当する者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分の手続をとること。

エ 仮停止等の処分の執行は、次のとおりとする。

(ア) 警察署長は、仮停止等の処分を行う場合は、仮／停止／禁止／処分通知書（規則別記様式第19の2）を被処分者に交付し、免許証の提出をさせ、仮停止等請書（様

式第23号)を徴するものとする。

(イ) 警察署長は、仮停止等の処分を行った場合は、被処分者に対し、処分をした日から起算して5日以内に弁明通知書(様式第24号)を交付し、所属の職員を指名して被処分者の口頭による弁明を録取させた上、弁明調書(様式第25号)を作成させるものとする。

(ウ) 警察署長は、仮停止等を行った場合は、次の区分により本処分に係る意見の聴取の通知を行うものとする。

a 意見の聴取を行う公安委員会が福岡県公安委員会である場合

管理課長から意見の聴取の期日及び場所の指定を受け、意見の聴取通知書(様式第26号)を被処分者に交付し、被処分者から同通知書下部の受領書を徴する。

b 意見の聴取を行う公安委員会が他の都道府県公安委員会である場合

管理課長を通じ、被処分者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長から意見の聴取の日時及び場所の指定を受け、意見の聴取通知書を被処分者に交付し、被処分者から受領書を徴する。この場合において、他の都道府県公安委員会から依頼を受けて交付するものである旨を同通知書の裏面に記載して交付するものとする。

(エ) 警察署長は、仮停止等の処分を行った場合は、仮停止等処分原簿(警察署・高速度道路交通警察隊用)(様式第27号)を作成するものとする。

オ 警察署長は、仮停止等を行った場合は、仮/停止/禁止/通知書(規則別記様式第19の3)、弁明調書、免許証、仮停止等請書、意見の聴取通知書の受領書及び第2の1の(2)のウに規定する関係書類(以下これらを「仮停止等事案関係書類」という。)を添えて速やかに管理課長を経由して被処分者の住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

(2) 管理課長の措置

ア 管理課長は、仮停止等事案の発生速報を受理した場合は、警察署長に対し、当該仮停止等について必要な指導及び助言を行うものとする。

イ 管理課長は、仮停止等事案の発生速報を受理した場合は、速やかに仮停止等事案の登録を行うものとする。

ウ 登録審査官は、警察署長から送付された仮停止等事案関係書類を確認するとともに、事実認定及び仮停止等の手続が適正に行われているかどうかについて審査するものとする。この場合において、審査を行った結果、仮停止等事案の登録の内容を変更する必要

を認めたときは、所要の修正を行うものとする。

エ 管理課長は、警察署長が行った仮停止等事案について、仮停止等処分原簿（警察本部用）（様式第28号）を作成するものとする。

1.1 準仮停止手続

(1) 署長等の措置

ア 署長等は、取締り警察官から準仮停止手続対象事案の発見報告を受けた場合は、速やかに管理課長（執務時間以外の時間にあつては、本部当直の総合当直（交通担当）とする。）を経由して警察本部長に準仮停止手続の報告を行うものとする。

イ 署長等は、アの規定による報告を行った準仮停止手続対象事案のうち、令別表第2の1の表に定める点数が15点以上の違反行為、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為及び違反行為をし、よって交通事故を起こした場合において、当該違反行為に付する基礎点数に令別表第2の備考の1の2の規定により点数を加えたときの合計の点数が15点以上となる交通事故については、管理課長から意見の聴取の日時及び場所の指定を受け、意見の聴取通知書を対象者に交付し、受領書を徴するものとする。

ウ 署長等は、準仮停止手続を行った場合は、準仮停止簿（様式第29号）を作成するものとする。

エ 署長等は、準仮停止手続を行った行政処分報告書の送付に当たっては、行政処分報告書及び行政処分報告書に係る送付書の欄外に準仮停止と朱書し、意見の聴取の通知をした事実については、意見の聴取通知書の受領書を添付するものとする。

(2) 管理課長の措置

ア 管理課長は、署長等から準仮停止手続に係る報告を受けた場合は、準仮停止受付簿（様式第30号）を作成するものとする。

イ 管理課長は、署長等からの準仮停止手続に係る報告を受けた場合は、速やかに違反等登録を行うものとする。

1.2 処分手配

管理課長は、処分が決定した事案を速やかに執行するため、必要により処分手配を行うことができる。この場合において、処分手配を行った事案については、行政処分手配者登録名簿（様式第31号）を作成するものとする。

1.3 処分の執行依頼

(1) 処分の執行依頼

管理課長は、処分手配を行った事案については、被処分者の住所地を管轄する警察署長

に処分の執行を依頼することができる。

(2) 処分の執行依頼に対する措置

警察署長は、処分の執行の依頼を受けた場合は、速やかに処分を執行し、運転免許の行政処分執行依頼結果報告書(様式第32号)に被処分者から提出又は返納をされた免許証、請書その他の関係書類を添えて管理課長に送付するものとする。

(3) 処分執行不能の場合の措置

警察署長は、処分の執行の依頼を受けた場合においてその執行ができないときは、運転免許の行政処分執行依頼結果報告書にその理由を記載して管理課長に処分書を返送するものとする。

(4) 措置状況の記録

警察署長は、処分の執行の依頼を受けた事案については、行政処分執行依頼管理簿(様式第33号)に措置状況を記載するものとする。

1.4 処分移送等

(1) 処分手案の移送

管理課長は、他の都道府県公安委員会に対し処分手案の移送を行う場合は、行政処分関係書類送付書(様式第34号)により行うものとする。

(2) 処分移送通知

管理課長は、他の都道府県公安委員会に対し処分移送通知を行う場合は、処分移送通知書(規則別記様式第19)に、当該事案の証明に必要な関係書類を添付し、処分移送通知簿(様式第35号)を作成の上、送付するものとする。

(3) 処分通知

管理課長は、他の都道府県公安委員会に対し処分通知を行う場合は、処分通知書(甲)(様式第36号)により行い、処分通知簿(様式第37号)を作成するものとする。ただし、処分が未執行のものについては、処分書及び処分の登録票を添えて、処分の執行を依頼するものとする。

(4) 他の都道府県公安委員会からの処分の執行依頼事案の処理

管理課長は、他の都道府県公安委員会から処分通知による処分の執行依頼事案を受理した場合は、県外からの処分通知受理簿(様式第38号)及び県外からの処分通知処分原簿(様式第39号)を作成し、速やかに処分を執行するものとする。ただし、所在不明等により処分の執行を行うことができなかった場合は、その理由を明らかにして、処分の執行依頼を行った公安委員会に当該処分に係る書類を返送するものとする。

なお、他の都道府県公安委員会からの処分の執行依頼については、その処理経過を県外からの処分通知受理簿に記載するものとする。

1 5 意見の聴取

(1) 意見の聴取の通知

郵送による意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（様式第40号）により行うものとする。

(2) 提出証拠の措置

意見の聴取の主宰者は、意見の聴取に際して有利な証拠の提出を受けた場合は、提出物目録（様式第41号）を作成するものとする。

(3) 意見の聴取の期日及び場所の変更

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）第8条第3項に規定する意見の聴取の期日及び場所の変更の通知書面は、意見の聴取期日・場所変更通知書（様式第42号）を用いるものとする。

(4) 意見の聴取調書

意見の聴取の主宰者は、意見の聴取等規則第12条第1項に規定する意見の聴取を行った場合は、意見の聴取調書（様式第43号）を作成するものとする。

(5) 処分の執行

管理課長は、意見の聴取に出席した者に対し、処分の決定後、速やかに処分を執行するものとする。

1 6 拒否、保留等

(1) 拒否及び保留

ア 交通部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）は、運転免許試験に合格した者が、法第90条第1項第4号の規定による免許の拒否又は保留（以下「拒否等」という。）の該当者であることを認めた場合は、次により措置するものとする。

(ア) 拒否等の該当者を発見した旨を直ちに管理課長に通報をする。

(イ) 拒否・保留（事後取消し・事後停止）事案報告書（様式第44号。以下「拒否等事案報告書」という。）を作成し、速やかに管理課長を経由して警察本部長に行政処分の報告をする。

イ 管理課長は、拒否等の事案の通報を受けた場合は、直ちに違反行為の事実の確認を行い、拒否等の該当者に対し、弁明通知書を交付して、弁明及び有利な証拠を提出する機

会の付与の通知を行うものとする。

ウ 管理課長は、拒否等事案報告書、免許の欠格事由等に関する通報資料及び拒否等に係る違反等登録の行政処分報告書により拒否等の処分量定を行うものとする。

エ 管理課長は、所属の職員を指名して拒否等の該当者の口頭による弁明を録取した弁明調書を作成させるものとする。

オ 拒否等の処分の決定の決裁は、拒否等行政処分決定書（様式第45号）に弁明調書、拒否等事案報告書等の関係書類を添えて受けるものとする。

カ 管理課長は、拒否等の処分の執行を、次により行うものとする。

（ア） 被処分者の処分が決定した場合は、速やかに執行するものとする。ただし、停止処分と保留処分が競合する場合は、停止処分の執行に併せて保留処分を執行する。

（イ） 拒否等の処分の執行を行う場合は、被処分者に対し、運転免許／拒否／保留／処分通知書（規則別記様式第13の3）を交付する。

（ウ） 拒否等の処分を執行した場合は、拒否等請書（様式第46号）を被処分者から徴し、／拒否・保留／事後取消・停止／処分者名簿（様式第47号）を作成する。

（エ） 弁明に出頭しない者に対する拒否等の処分の執行は、6の（2）の規定を準用する。

キ 管理課長は、拒否等の処分が決定した場合は、速やかに試験課長に通知するものとする。

ク 管理課長は、拒否等の処分の執行後、速やかに処分の登録を行うものとする。

（2） 事後取消し及び事後停止

ア 管理課長は、違反等登録を行った場合において、法第90条第5項又は第6項の規定による免許の取消し又は停止（以下「事後取消し等」という。）の該当者を発見したときは、免許の不適格事由に関する照会を行い、違反歴等が同一人のものであることを確かめ、拒否等事案報告書を作成するものとする。

イ 管理課長は、事後取消し等の該当者に対し、弁明通知書を交付して、弁明及び有利な証拠を提出する機会の付与の通知を行うものとする。

ウ 事後取消し等の処分に係る処分量定、弁明の録取、処分の決定の決裁、処分の執行及び処分の登録は、（1）のウからカ（カの（ア）のただし書の部分を除く。）まで及びクの規定を準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読替えを必要とする字句	読み替えられる字句
免許の欠格事由等に関する通報資料	不適格事由に関する照会資料
拒否等	事後取消し等
運転免許／拒否／保留／処分通知書（規則別記様式第13の3）	運転免許／取消／停止／処分通知書（規則別記様式第13の4）

(3) みなす処分該当者に対する措置

ア 試験課長は、免許の登録を行った結果、令別表第3の備考の1の4の規定により処分を受けたとみなされる違反行為を行った者（以下「みなす処分該当者」という。）を発見した場合は、その旨を直ちに管理課長に通報するものとする。

イ 管理課長は、みなす処分該当者の発見の通報を受けた場合及び違反等登録により、みなす処分該当者を発見した場合は、当該みなす処分該当者に対して前歴通知書（様式第48号）を交付し、点数制度上の前歴になる旨を通知するものとする。

なお、前歴通知書を交付した場合は、前歴通知請書（様式第49号）を徴し、前歴通知簿（様式第50号）に記載するものとする。

ウ みなす処分該当者に係る処分の登録は、管理課長が行うものとする。

17 処分の猶予を受ける者に対する措置

管理課長は、処分量定の結果、処分の猶予を相当と認めた場合は、処分の猶予を受ける者に対し、処分を猶予する旨を通知するとともに、今後の違反行為の防止の指導等を行うものとする。

なお、処分の猶予をした場合は、処分猶予者名簿（様式第51号）を作成するものとする。

18 警告点通報に係る事務処理

管理課長は、違反等登録を行った場合において、警告点通報を受けたときは、速やかに自動車安全運転センター福岡県事務所長に対し、警告点通知業務に必要な資料を提供するものとする。

19 違反者講習の通報に係る事務処理

(1) 試験課長に対する資料の提供

管理課長は、違反等登録を行った場合において、違反者講習の通報があったときは、速やかに試験課長に違反者講習の通知に必要な資料を提供するものとする。

(2) 違反者講習該当事案の移送等

管理課長は、他の都道府県公安委員会に対する違反者講習該当事案の移送を行う場合は、

違反者講習関係書類送付書（様式第52号）により行うものとする。

(3) 他の都道府県公安委員会から移送を受けた違反者講習該当事案の処理

管理課長は、他の都道府県公安委員会から違反者講習該当事案の移送を受けた場合は、試験課長に資料を提供するものとする。

(4) 違反者講習不受講者等の通報

試験課長は、違反者講習の通知を受けた者が、法第102条の2に規定する受講期間内に当該講習を受講しなかった場合又は違反者講習の対象者がその後の違反行為により行政処分の対象となった場合は、違反者講習に係る行政処分通報・送付書（様式第53号）により、速やかに管理課長に通報するものとする。

（平14本部内訓47・平18本部内訓18・平21本部内訓20・令3本部内訓3・本項一部改正）

第3 点数制度によらない行政処分

1 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案

(1) 事案の発見報告

警察署等の職員は、重大違反唆し等、道路外致死傷又は危険性帯有（別表第1に掲げる重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有をいう。以下同じ。）の事案を発見した場合は、当該発見に係る報告書を作成し、次に掲げる関係資料を添えて、速やかに署長等に報告しなければならない。

なお、関連した事案がある場合は、一括して報告するものとする。

ア 送致関係書類（写し）

イ 危険性帯有等事案（別表第1に掲げる事案をいう。以下同じ。）のうち危険性帯有の

19の項に該当する事案については、自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード（様式第54号）

ウ その他事案の証明に必要な資料

(2) 署長等の措置

署長等は、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案の登録票の作成、行政処分報告書に関する指導監督等及び関係書類の送付については、第2の2の規定を準用して処理するものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読替えを必要とする字句	読み替えられる字句
-------------	-----------

違反等登録票	危険性帯有等事案の登録票
行政処分報告書	重大違反唆し等行政処分報告書(様式第55号) (重大違反唆し等及び道路外致死傷事案の場合)
	違反外行政処分報告書(様式第56号)(危険性帯有事案の場合)
違反行為	危険性帯有等事案

(3) 管理課長の措置

ア 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案の登録

管理課長は、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案の登録については、第2の3の規定を準用して処理するものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読替えを必要とする字句	読み替えられる字句
違反等登録	危険性帯有等事案の登録
行政処分報告書	重大違反唆し等行政処分報告書(重大違反唆し等及び道路外致死傷事案の場合)
	違反外行政処分報告書(危険性帯有事案の場合)
違反行為	危険性帯有等事案

イ 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案の処分量定

管理課長は、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案の処分量定は、行政処分報告書及び不適格事由に関する照会の資料により行うものとする。

2 臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習を受けない者に係る事案

(1) 臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習を受けない者に係る事務の処理

管理課長及び試験課長は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習(以下「臨時認知機能検査等」という。)を受けない者に係る事案の事務については、次に定めるところにより処理するものとする。

ア 臨時認知機能検査等を受けない者に係る通報及び処分

(ア) 試験課長は、臨時認知機能検査等の通知を受けた者(免許(仮運転免許を除く。以下この2において同じ。)を受けた者に限る。)が、やむを得ない理由なく当該通知に係る臨時認知機能検査等を受けないと認める場合は、その旨を速やかに管理課長

に通報する。

(イ) 管理課長は、(ア)の規定による通報を受けた場合において、免許の効力の停止を行う必要があると認めるときは、速やかに当該停止の手続を行うとともに、その旨を試験課長に通報するものとする。

イ 再度の臨時認知機能検査等の通知等

(ア) 試験課長は、アの(イ)の手続により免許の効力の停止をされた者に対し、当該停止の期間内に再度臨時認知機能検査等の通知を行う。

(イ) 試験課長は、(ア)に規定する再度の通知を受けた者が、やむを得ない理由なく当該通知に係る臨時認知機能検査等を受けないと認める場合は、その旨を速やかに管理課長に通報する。

(ウ) 管理課長は、(イ)の規定による通報を受けた場合において、免許の取消しを行う必要があると認めるときは、速やかに当該取消しの手続を行う。

ウ 臨時認知機能検査等を受けない者に係る事案の処理の経過の管理

管理課長は、臨時認知機能検査等を受けない者に係る事案の処理の経過を、別に定める様式により管理するものとする。

(2) 臨時認知機能検査等を受けない者に係る事案の処分量定

管理課長は、(1)のアの(イ)に規定する免許の効力の停止の処分量定は、臨時認知機能検査等の期日及び処分意思決定に要する期間を勘案するものとする。

3 一定の病気等に係る事案

管理課長は、一定の病気等に係る事案の事務については、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 一定の病気等による処分

ア 管理課長は、試験課長から一定の病気等に該当することを理由とする免許の行政処分に係る通報を受けた場合において、当該行政処分を行う必要があると認めるときは、速やかに当該行政処分の手続を行う。

イ 一定の病気等に該当することを理由とする処分量定は、臨時適性検査を依頼した医師又は行政処分を受けようとする者の主治医の診断結果を踏まえて行う。

(2) 暫定停止

ア 管理課長は、試験課長から暫定停止に係る通報を受けた場合において、当該暫定停止を行う必要があると認めるときは、試験課長が被処分者に対し、臨時適性検査の通知又は基準該当診断書提出命令（以下これらを「臨時適性検査の通知等」という。）を行う

時に運転免許／取消／停止／処分書（規則別記様式第19の3の3）を交付して当該暫定停止の処分を執行するものとする。ただし、臨時適性検査の実施の決定後、当該臨時適性検査の実施日を決定することができない場合は、この限りでない。

イ 暫定停止の処分の執行をした場合は、被処分者に対し、処分をした日から起算して5日以内に弁明通知書（様式第56号の2）を交付し、交通部運転免許管理課の職員を指名して被処分者の口頭による弁明を録取した上、弁明調書を作成するものとする。

ウ 法第104条の2の3第1項後段の規定により暫定停止の処分を解除する場合は、被処分者に対し、運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第56号の3）を交付して行うものとする。

（3） 臨時適性検査の通知等に係る処分

ア 管理課長は、試験課長から運転免許試験（仮運転免許試験を除く。）に合格した者に対する臨時適性検査の通知等を理由とする免許の保留に係る通報を受けた場合において、当該保留を行う必要があると認めるときは、速やかに当該保留の手続を行うとともに、その旨を試験課長に通報するものとする。

イ 管理課長は、試験課長から臨時適性検査の通知等を受けた者（免許（仮運転免許を除く。）を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由なく当該臨時適性検査の通知等に係る臨時適性検査を受けない旨又は基準該当診断書提出命令に違反した旨の通報を受けた場合において、免許の効力の停止を行う必要があると認めるときは、速やかに当該停止の手続を行うとともに、その旨を試験課長に通報するものとする。

ウ 管理課長は、試験課長からアの規定による免許の保留又はイの規定による免許の効力の停止の期間内に再度の臨時適性検査の通知等を受けた者が、やむを得ない理由なく当該再度の臨時適性検査の通知等に係る臨時適性検査を受けない旨又は基準該当診断書提出命令に違反した旨の通報を受けた場合において、免許の拒否又は取消しを行う必要があると認めるときは、速やかに当該拒否又は取消しの手続を行う。

エ 臨時適性検査の通知等に係る免許の保留又は効力の停止の処分量定は、臨時適性検査の期日又は診断書の提出期限及び処分の意思決定に要する期間を勘案する。

（4） 適性検査受検命令及び診断書提出命令に係る処分

ア 管理課長は、試験課長から適性検査受検命令又は診断書提出命令（以下これらを「適性検査受検等命令」という。）を受けた者が当該命令に違反した旨の通報を受けた場合において、免許の保留又は効力の停止を行う必要があると認めるときは、速やかに当該保留又は効力の停止の手続を行うとともに、その旨を試験課長に通報するものとする。

イ 管理課長は、試験課長から再度の適性検査受検等命令を受けた者が、やむを得ない理由なく当該命令に違反した旨の通報を受けた場合において、免許の拒否又は取消しを行う必要があると認めるときは、速やかに当該拒否又は取消しを行う。

ウ 適性検査受検等命令に係る免許の保留又は効力の停止の処分量定は、適性検査の期日又は診断書の提出期限及び処分意思決定に要する期間を勘案する。

4 身体障がい的事案

試験課長及び署長等は、危険性帯有等事案のうち身体障がい的事案を発見した場合は、違反行政処分報告書に専門医の診断書、当該身体障がいの要件に該当することとなった者及び関係者の申立てに係る書類その他事案の審査に必要な書類を添付して管理課長に送付するものとする。

5 聴聞及び弁明の機会の付与

(1) 聴聞

ア 危険性帯有等事案に係る免許の取消し及び90日以上免許の効力の停止並びに90日以上自動車等の運転の禁止の処分を行う場合の聴聞は、法第104条の2及び行政手続法並びに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の規定により行うものとする。

(2) 弁明の機会の付与

ア 重大違反唆し等及び道路外致死傷の事案に係る拒否等及び事後取消し等を行う場合の弁明等は、意見の聴取規則の規定により行い、第2の16の(1)及び(2)の規定を準用して処理するものとする。この場合において、「違反等登録」とあるのは「危険性帯有等事案の登録」と読み替えるものとする。

イ 危険性帯有等事案に係る拒否、保留、90日未満の免許の効力の停止及び90日未満の自動車等の運転の禁止を行う場合の弁明の機会の付与（アにおける弁明等を除く。）は、行政手続法及び聴聞等規則の規定により行うものとする。

6 処分の決定等

危険性帯有等事案に係る処分の決定の決裁、処分の執行等、処分の登録、処分の短縮、免許証の返還等、処分手配、処分の執行依頼及び処分移送等については、第2の5から9まで及び12から14までの規定を準用する。この場合において、「意見の聴取」とあるのは「聴聞」と読み替えるものとする。

7 麻薬、覚醒剤等の使用者等の取消等該当関連情報登録

(1) 取消等該当関連情報登録の対象

取消等該当関連情報登録は、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚醒剤取締法違反被疑者として検挙された者について行うものとする。

(2) 警察署長の措置

警察署長は、取消等該当関連情報登録の対象となる被疑者を検挙し、又は当該事犯の引継ぎを受けた場合は、取消等該当関連情報登録対象者連絡書（様式第57号。以下「連絡書」という。）により、速やかに管理課長に連絡するものとする。

(3) 管理課長及び試験課長の措置

ア 管理課長は、警察署長から連絡書の送付を受けた場合は、速やかに取消等該当関連情報登録を行うものとする。

イ 管理課長及び試験課長は、免許に関する登録又は不適格事由に関する登録若しくは照会の際に、警察庁情報処理センターから取消等該当関連情報登録を行っている者（以下「取消等該当関連情報登録者」という。）である旨の通報を受けた場合は、その者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者又は危険性帯有等事案のうち危険性帯有の11の項から14の項までの事案の内容に該当する者でないかどうかの観察又は調査を行うものとする。

ウ 管理課長は、イの規定による観察又は調査の結果、当該中毒者若しくは該当する者であると認めた場合又は試験課長から当該中毒者若しくは該当する者である旨の通報を受けた場合は、当該者に対する行政処分の措置をとるものとする。

エ 管理課長は、必要があると認める場合は、取消等該当関連情報登録者の住所地を管轄する警察署長に対し、イの規定による観察又は調査を依頼するものとする。

オ 管理課長は、取消等該当関連情報登録者について、運転免許試験に合格して運転免許証が交付された場合又は運転免許証が更新された場合は、取消等該当関連情報登録の解除登録を行うものとする。

（平14本部分訓47・平21本部分訓20・平26本部分訓25・平29本部分訓7・平29本部分訓30・平31本部分訓7・令3本部分訓3・本項一部改正）

第4 再試験に係る取消し

1 再試験不合格者に対する取消し

再試験により不合格となった者に対する免許の取消処分は、運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱要領の制定についてにより行うものとする。

2 再試験不受験者に対する取消し

(1) 再試験不受験者の通知の受理

管理課長は、試験課長から再試験の受験期間内に再試験を受けなかった者（以下「再試験不受験者」という。）の通知を受けた場合は、再試験不受験者行政処分報告書（様式第60号）を作成し、意見の聴取の手続をとるものとする。

(2) 意見の聴取手続

再試験不受験者に対する取消処分に係る意見の聴取については、第2の15の規定を準用する。

(3) 処分の執行等

再試験不受験者に対する処分の執行、処分の執行の呼出し、処分書の交付及び運転免許証の提出等については、第2の6の規定を準用して処理するものとする。

(4) 運転免許証の備考欄への記載等

管理課長は、再試験不受験者として免許の取消しを受けた者がなお他の種類の免許を受けている場合は、返納を受けた運転免許証の下部に穴を開け、当該運転免許証の備考欄に取消しに係る免許以外の免許の種類及び再試験手続中の記載をして被処分者に返還するものとする。

(5) 運転免許証の作成替えの依頼

管理課長は、(4)の措置をとった場合は、再試験に係る運転免許証作成替依頼書（様式第61号）により、試験課長に運転免許証の作成替えを依頼するものとする。

(6) 新たな運転免許証の作成及び交付

試験課長は、管理課長から運転免許証の作成替えの依頼を受けた場合は、依頼に係る新たな運転免許証を作成し、これを交付するものとする。

(7) 処分手配及び処分移送等

再試験不受験者に対する取消事案の処分手配、処分移送及び処分通知は、第2の12及び14の規定を準用して処理するものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読替えを必要とする字句	読み替えられる字句
行政処分手配者登録名簿	再試験行政処分手配者登録名簿(様式第62号)
処分移送通知書	処分移送通知書(規則別記様式第19の3の2)
処分通知書(甲)	処分通知書(乙)(様式第63号)

(平14本部内訓47・令3本部内訓3・本項一部改正)

第5 申請による取消し等

1 取消しの申請等

(1) 受理の日時

ア 免許の取消しの申請、当該申請に併せて行うことのできる他の種類の免許を受けたい旨の申出並びに運転経歴証明書の交付及び再交付の申請

法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、当該申請に併せて行うことのできる他の種類の免許を受けたい旨の申出（以下「取消申請等」という。）、同条第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請（以下「交付申請」という。）及び規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）の受理の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「変更届出」という。）の受理の日時は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

(ア) 交通部運転免許管理課、警察署並びに直方警察署宮若交番、田川警察署添田交番、久留米警察署城島交番、筑後警察署大川交番、八女警察署黒木交番及び柳川警察署瀬高交番 執務時間内

(イ) 運転免許試験場 県の休日を除く日の午前9時から午後5時15分までの間

(ウ) 渡辺通優良運転者免許更新センター（福岡自動車運転免許試験場更新センターをいう。第8において同じ。） 県の休日及び火曜日を除く日の午前10時から午後5時45分までの間

(エ) 黒崎優良運転者免許更新センター（北九州自動車運転免許試験場更新センターをいう。第8において同じ。） 県の休日及び木曜日を除く日の午前9時から午後5時15分までの間

(2) 提出書類等

ア 取消申請等

取消申請等は、申請者に次に掲げる書類等を提出させ、受理するものとする。

(ア) 運転免許取消申請書（規則別記様式第19の3の8。以下「取消申請書」という。）

(イ) 運転免許証

イ 交付申請

交付申請は、申請者に次に掲げる書類等を提出させ、受理するものとする。ただし、免許の取消しの申請の日以外の日における交付申請にあつては、当該書類等の提出に加え、住民票の写し、国民健康保険被保険者証その他の住所、氏名及び生年月日を確認めるに足りる書類を提示させ、内容を確認しなければならない。

(ア) 運転経歴証明書／交付／再交付／申請書（細則様式第51号）

(イ) 申請用写真1枚（運転免許試験場において受理する場合を除く。）

ウ 再交付申請

(ア) 再交付申請は、申請者に次に掲げる書類等を提出させ、受理するものとする。

この場合において、変更届出を同時に受理できるものとする。

a 運転経歴証明書／交付／再交付／申請書

b 運転経歴証明書（交付を受けた運転経歴証明書を現に有する場合に限る。）

c 運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した事実を証するに足りる書類（当該書類を提出できない場合にあつては、申立書（様式第63号の2））（交付を受けた運転経歴証明書を現に有する場合を除く。）

d 申請用写真1枚

(イ) 旧運転経歴証明書（平成24年4月1日前に交付を受けた運転経歴証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けた者（平成24年4月1日以降に運転経歴証明書の再交付を受けた者を除く。）の再交付申請は、次のいずれかに該当する場合に限り、受理するものとする。

a 取消申請等に係る免許の取消しの日から5年を経過していない場合

b 取消申請等に係る免許の取消しの日から5年を経過している場合で、記載事項が判読できる旧運転経歴証明書を現に有するとき。

エ 変更届出

(ア) 変更届出は、申請者に次に掲げる書類等を提出させ、受理するものとする。

a 運転経歴証明書記載事項変更届（細則様式第52号）

b 運転経歴証明書

(イ) 変更届出を受理する場合は、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれに定める書類を提示させ、内容を確認しなければならない。

a 住所を変更した者 住民票の写し、国民健康保険被保険者証又は公的機関若しくはこれに準ずる機関が当該変更届出を行う者を名宛人として作成し、交付した領収証書若しくは郵便物その他の住所を確認めるに足りる書類

b 氏名又は生年月日を変更した者 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、旅券等（旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限ある機関が発行する身分を証明する書類をいう。））

(3) 代理人による申請等の受理

申請者が、病気、負傷その他のやむを得ない理由により、取消申請等（受けている免許の一部のみの取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出を除く。）、交付申請、再交付申請又は変更届出（以下この（3）においてこれらを「申請等」という。）を行うことができない場合は、代理人に委任状及び代理人誓約書（様式第63号の3）を提出させて当該申請等を受理することができる。

2 管理課長への連絡

(1) 取消申請等を受理した場合の連絡

試験課長及び警察署長（以下「試験課長等」という。）は、取消申請等を受理した場合（試験課長にあつては、受けている免許の一部のみの取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出を受理した場合に限る。）は、電話等により直ちに管理課長に申請者の住所、氏名及び受けている免許の種類等を連絡するものとする。

(2) 交付申請を受理した場合の連絡

警察署長は、交付申請を受理した場合は、電話等により直ちに管理課長に申請者の住所、氏名及び生年月日を連絡するものとする。この場合において、当該申請が免許の取消しの申請と同時にされるものであるときは、（1）の規定による連絡と併せてその旨を連絡するものとする。

(3) 再交付申請を受理した場合の連絡

警察署長は、再交付申請を受理した場合は、電話等により直ちに管理課長に申請者の住所、氏名及び再交付申請の理由を連絡するものとする。

3 申請取消し等の決定等

(1) 申請取消し等の決定

管理課長は、試験課長等から取消申請等の受理の連絡を受けた場合は、令第39条の2の2及び第39条の2の3に規定する基準により、免許の取消し及び他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許の付与（以下これらを「申請取消し等」という。）の決定をするものとする。

(2) 試験課長等に対する連絡

管理課長は、申請取消し等を決定した場合は、申請を受理した試験課長等に当該決定の

内容を電話等により連絡するものとする。

4 取消処分の執行等

管理課長及び試験課長等は、申請取消し等を次により行うものとする。

(1) 取消通知書の交付

申請による運転免許の取消通知書（規則別記様式第19の3の9。以下「取消通知書」という。）に必要事項を記載し、当該取消通知書を申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に交付する。

(2) 運転免許証の措置

受けている免許の一部のみの取消しをする場合又は申出に係る免許を与える場合で、作成替えをする運転免許証（以下「作成替免許証」という。）を即日交付することができないときは、取消しにより返納された運転免許証（以下「返納免許証」という。）の下部に穴を開け、当該返納免許証の備考欄に「申請取消手続中」と記載した上、有効な免許の種類、作成替免許証の交付予定日の翌日から起算して1週間後を期限とする有効期間及び申請による取消年月日を記載して福岡県公安委員会の公印を押印の上申請者に返還するものとする。

(3) 作成替免許証及び運転経歴証明書の交付予定日の通知

(2)の規定により返納免許証を返還する場合又は7の(2)の規定により運転経歴証明書を交付する場合には、申請者等に対し、試験課長が別に定める作成替免許証又は運転経歴証明書の交付予定日を通知する。

(4) 作成替免許証及び運転経歴証明書の郵送の申込みの受理

申請者等が作成替免許証又は運転経歴証明書の郵送による交付を希望する場合は、郵送に要する郵便切手を貼付した封筒を提出させる。

5 関係書類の送付等

(1) 取消申請等に係る関係書類の送付

試験課長等は、取消通知書を交付した場合は、取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿（様式第64号）に必要事項を記載し、取消申請書（作成替免許証の郵送の申込みがあった場合に提出させた封筒を含む。）を速やかに管理課長に送付するものとする。

(2) 交付申請及び再交付申請に係る関係書類の送付

警察署長は、交付申請又は再交付申請を受理した場合は、取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿に必要事項を記載し、運転経歴証明書／交付／再交付／申

請書、申請用写真その他の当該申請に係る関係書類（運転経歴証明書の郵送の申込みがあった場合に提出させた封筒を含む。）を速やかに管理課長に送付するものとする。

6 作成替免許証及び運転経歴証明書の作成

(1) 作成替免許証及び運転経歴証明書の作成依頼

管理課長は、申請取消し等を行った場合において、作成替免許証の交付を要するとき又は交付申請若しくは再交付申請があったときは、取消申請等に係る運転免許証作成替・運転経歴証明書作成依頼書（様式第65号）により、試験課長に運転免許証の作成替え又は運転経歴証明書の作成の依頼を行うものとする。

(2) 作成替免許証及び運転経歴証明書の作成

作成替免許証及び運転経歴証明書の作成は、試験課長が行い、取消申請等作成替免許証・運転経歴証明書作成簿（様式第66号）に必要事項を記載するものとする。

7 作成替免許証及び運転経歴証明書の交付

(1) 運転免許試験場受理に係る作成替免許証及び運転経歴証明書の交付

試験課長は、交付する作成替免許証が運転免許試験場において取消申請等を受理したものである場合及び交付する運転経歴証明書が運転免許試験場において交付申請又は再交付申請を受理したものである場合は、これを即日交付するものとする。この場合において、取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿に受領印又は署名を求めるものとする。

(2) 運転免許管理課及び警察署受理に係る作成替免許証及び運転経歴証明書の交付

ア 試験課長は、交付する作成替免許証又は運転経歴証明書が交通部運転免許管理課又は警察署において取消申請等、交付申請又は再交付申請を受理したものである場合は、作成した作成替免許証又は運転経歴証明書（郵送する作成替免許証及び運転経歴証明書を除く。）を取消申請等に係る作成替免許証・運転経歴証明書送付書（様式第67号）により、当該取消申請等、交付申請又は再交付申請を受理した管理課長又は警察署長に送付するものとする。

イ 管理課長及び警察署長は、作成替免許証又は運転経歴証明書の送付を受けた場合は、申請者等に対し、4の(3)の規定により通知した交付予定日にこれを交付するものとする。この場合において、取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿に受領印又は署名を求めるものとする。

(3) 作成替免許証及び運転経歴証明書の郵送

試験課長は、郵送申込みに係る作成替免許証又は運転経歴証明書を作成した場合は、速

やかに郵送するものとする。

8 運転経歴証明書の記載事項の変更等

(1) 変更事項の記載

変更届出（再交付申請と同時にを行うものを除く。）を受理した場合は、当該届出に係る運転経歴証明書の裏面の備考欄に記載例（別表第2）に基づき必要事項を記入し、当該運転経歴証明書を返還するものとする。

(2) 運転経歴証明書記載事項変更届の送付

試験課長等は、変更届出を受理した場合は、運転経歴証明書記載事項変更届送付書（様式第67号の2）に運転経歴証明書記載事項変更届を添付して管理課長に送付するものとする。

9 返納を受けた運転経歴証明書の措置

規則第30条の14の規定により運転経歴証明書（運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復した場合にあっては、当該発見し、又は回復した運転経歴証明書）の返納を受けた場合は、裁断等による当該運転経歴証明書の処分を行うとともに、返納運転経歴証明書管理簿（様式第67号の3）に当該処分の結果を記入するものとする。

10 取消申請等処理簿の作成

管理課長は、申請取消し等並びに運転経歴証明書の交付、再交付及び記載事項の変更に係る事務を適正に行うため、取消申請等処理簿（様式第68号）を作成するものとする。

（平13本部内訓8・平14本部内訓47・平20本部内訓20・平24本部内訓10・平24本部内訓19・平24本部内訓29・平26本部内訓9・平27本部内訓13・平27本部内訓37・平29本部内訓24・令元本部内訓34・令3本部内訓3・本項一部改正）

第6 仮運転免許の取消し

1 仮運転免許取消処分該当事案の発見報告

取締り警察官は、令第39条の3第1項第2号から第4号までに規定する仮運転免許の取消しの基準に該当する事案（以下「仮免許取消事案」という。）を発見した場合は、違反行為にあっては第2の1に、重大違反唆し等及び道路外致死傷にあっては第3の1の（1）に規定する書類を作成し、速やかに署長等に報告しなければならない。

2 仮免許取消事案の発生報告

署長等は、1の規定による報告を受けた場合は、仮免許取消事案発生報告書（様式第69

号)により管理課長(執務時間以外の時間にあつては、本部当直の総合当直(交通担当)とする。)を経由して警察本部長に速報するものとする。

3 管理課長の措置

(1) 処分の執行依頼

管理課長は、2の規定による速報を受けた場合は、仮免許取消事案発生報告書により審査を行い、その結果仮運転免許の取消処分が相当と認める場合は、速報を行った署長等に処分の執行を依頼するものとする。

(2) 出頭の通知等

ア 管理課長は、仮免許取消事案の発生報告が執務時間以外の時間又は仮運転免許証の不携帯により、処分の決定又は処分の執行ができない場合は、署長等に対し、後日における処分の執行のための出頭の日時及び場所の通知の依頼を行うものとする。

イ 被処分者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課に通報し、措置するものとする。

(3) 仮免許取消事案発生速報受理簿等の作成

管理課長は、仮免許取消事案発生速報受理簿(様式第70号)を備え付けるとともに、仮運転免許取消処分原簿(様式第71号)を作成するものとする。

4 署長等の措置

(1) 処分の執行

署長等は、仮運転免許の取消処分を執行する場合は、被処分者に対し仮運転免許取消処分通知書(規則別記様式第19の4)を交付し、仮運転免許証を返納させ、仮運転免許取消し請書(様式第72号)を徴するものとする。

(2) 関係書類の送付

署長等は、仮運転免許の取消処分に係る仮運転免許証及び仮運転免許証取消し請書を、当該事案の行政処分報告書とともに第2の2の(5)及び第3の3の規定により速やかに管理課長に送付するものとする。この場合において、行政処分報告書の上部右欄外に「仮免許取消済」と朱書するものとする。

なお、取消処分の執行を行わず出頭の指定をした事案については、行政処分報告書の上部右欄外に「仮免許取消出頭指定済」と朱書するものとする。

(3) 仮免許取消事案発生速報簿の作成

署長等は、仮免許取消事案の発生報告を行った場合は、仮免許取消事案発生速報簿(様式第73号)を作成するものとする。

5 臨時認知機能検査等を受けない者に係る仮運転免許の取消し

管理課長及び試験課長は、臨時認知機能検査等を受けない者に係る仮運転免許の取消しについては、第3の2の(1)のアの規定を準用して処理するものとする。この場合において、同アの(ア)中「免許(仮運転免許を除く。以下この2において同じ。)」とあるのは「仮運転免許」と、同アの(イ)中「免許」とあるのは「仮運転免許」と、「効力の停止」とあるのは「取消し」と、「当該停止」とあるのは「当該取消し」と読み替えるものとする。

(平14本部内訓47・平21本部内訓20・平29本部内訓7・平31本部内訓7・令3本部内訓3・本項一部改正)

第7 処分手配者に対する出頭命令等

1 認知警察官の措置

処分手配を受けている者(以下「処分手配者」という。)の所在を知った警察官(以下「認知警察官」という。)は、次の措置をとるものとする。

(1) 処分手配の内容の確認及び速報

刑事部刑事総務課長に処分手配者に係る違反・事故に関する照会を行うとともに、本県の処分手配にあつては管理課長(執務時間以外の時間にあつては、本部当直の総合当直(交通担当)とする。)に、他の都道府県警察の処分手配にあつては当該都道府県警察の行政処分担当課に速報して処分手配の内容を確認する。

(2) 処分手配者に対する事情聴取

処分手配者に対し、処分手配の内容を説明するとともに、次の事項を聴取する。

ア 処分理由である違反又は事故の事実の有無

イ 処分理由についての申立ての有無

ウ 行政処分の呼出事実の認識の有無

エ 意見の聴取通知書又は聴聞通知書の受領の有無

(3) 出頭命令

処分手配者に対する事情聴取の結果、行政処分を受けることについて異議を申し立てない場合は、管理課長(処分手配者が県外居住者である場合は、当該居住地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長)から行政処分を受けるための出頭の日時及び場所の指定を受け、出頭命令書(規則別記様式第19の3の5)を作成し、処分手配者に交付して出頭を命ずる。

(4) 免許証の保管

(3)の規定による出頭命令を行う場合は、行政処分手配者に対し免許証の提出を求め、

免許証保管証（規則別記様式第19の3の6）の免許年月日欄、免許の種類欄及び免許の条件欄に必要事項を記入し、当該免許証を保管する。

(5) 処分手配の内容に異議を申し立てた場合の措置

処分手配者に対する事情聴取の結果、違反事実を否認するなど、処分手配の内容に異議を申し立てた場合は、管理課長（他の都道府県警察の処分手配にあつては、当該都道府県警察の行政処分担当課長）の指示を受け措置する。

(6) 署長等に対する報告

処分手配者を発見した場合は、行政処分手配者発見報告書（様式第74号）を作成し、次の区分により、関係書類を添えて速やかに署長等に報告する。

ア 出頭命令書及び免許証保管証を交付した場合

(ア) 出頭命令通知書（規則別記様式第19の3の7）

(イ) 保管した免許証

(ウ) 出頭命令書（写し）

(エ) 免許証保管証（写し）

イ 出頭命令書を交付しなかった場合

申立書

(7) 留意事項

ア 免許証保管証を交付する場合は、免許証の保管の趣旨のほか、免許証保管証の備考欄の記載事項についても教示すること。

イ 処分手配者が免許証不携帯のために免許証を保管することができない場合は、出頭命令のみを行うこと。

ウ 処分手配者に係る運転免許証が更新期間の場合は、出頭命令のみを行い、当該運転免許証の保管は行わないこと。

エ 交通違反検挙時又は交通事故捜査時に処分手配者を発見した場合において、当該交通違反又は交通事故により処分量定の変更を行うこととなるときは、出頭命令を行わないこと。

オ 保管した免許証は、紛失等をしないように十分注意すること。

カ 免許証保管証は、免許証とみなされるものであるから、出頭命令書・免許証保管証受払簿（様式第75号）により受け払いを明確にし、紛失等のないよう管理を徹底すること。

2 署長等の措置

(1) 出頭命令を行ったものに係る措置

署長等は、処分手配者の発見報告を受けた場合において、当該報告が出頭命令を行ったものであるときは、次表に掲げる区分により関係資料を速やかに送付するものとする。

手配警察の区分	処分者の住所地	措置		
		送付資料	送付先	備考
本県	本県	出頭命令書通知書 出頭命令書(写し) 免許証保管証(写し) 保管した免許証 行政処分手配者発見報告書	管理課長	
	他の都道府県	出頭命令通知書 保管した免許証	処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長	郵便書留
		出頭命令書(写し) 免許証保管証(写し) 行政処分手配者発見報告書	管理課長	
他の都道府県	本県	出頭命令通知書(写し)	処分手配を行っている都道府県警察の行政処分担当課長	郵送
		出頭命令通知書 出頭命令書(写し) 行政処分手配者発見報告書 保管した免許証	管理課長	
	手配警察の都道府県	出頭命令通知書 保管した免許証	処分手配を行っている都道府県警察の行政処分担当課長	郵便書留
		出頭命令書(写し) 免許証保管証(写し) 行政処分手配者発見報告書	管理課長	
手配警察の都道府県以外の都道府県	出頭命令通知書 保管した免許証	処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長	郵便書留	

	出頭命令通知書（写し）	処分手配を行っている都道府県警察の行政処分担当課長	郵送
	出頭命令書（写し） 免許証 保管証（写し） 行政処分手配者発見報告書	管理課長	

(2) 出頭命令を行わなかったものに係る措置

署長等は、処分手配者の発見報告を受けた場合において、当該報告が出頭命令を行わなかったものであるときは、行政処分手配者発見報告書に申立書等の関係書類を添えて速やかに管理課長に送付するものとする。

(3) 措置経過の記録

署長等は、処分手配者に対してとった措置を行政処分手配者に対する措置経過簿（様式第76号）に記載するものとする。

(4) 免許証保管証の受け払い

署長等は、免許証保管証の取扱状況を出頭命令書・免許証保管証受払管理簿（様式第77号）により管理するものとする。

3 管理課長の措置

(1) 本県の処分手配者の発見時の措置

管理課長は、認知警察官から本県手配に係る処分手配者の発見速報を受けた場合は、行政処分手配者登録名簿により処分手配の事実の確認を行うものとする。

(2) 出頭の日時及び場所の指定

管理課長は、1の(3)に規定する出頭の日時及び場所を指定するに当たっては、処分量定及び当該処分手配者の住所等を勘案して、出頭の日時及び場所を指定するものとする。

なお、出頭命令の場所として警察署等を指定した場合は、速やかに当該署長等に対し、第2の13の(1)に規定する処分の執行依頼を行うものとする。

(3) 措置経過の記録

管理課長は、処分手配者に対する措置を行政処分手配者に対する措置経過簿に記載するものとする。

(令3本部内訓3・本項一部改正)

第8 福岡県公安委員会の公印の保管

運転経歴証明書に使用する福岡県公安委員会の公印の保管責任者は、運転免許試験場にあつ

ては運転免許試験場の長とし、渡辺通優良運転者免許更新センターにあつては福岡自動車運転免許試験場長とし、黒崎優良運転者免許更新センターにあつては北九州自動車運転免許試験場長とし、警察署にあつては副署長とする。この場合において、保管責任者は、特に必要と認めるときは、保管補助者を指定し、公印の保管について補助させることができるものとする。

(平 2 4 本部内訓 1 0 ・本項追加、平 2 6 本部内訓 9 ・本項一部改正)

第 9 関係書類の保存

- 1 交通部運転免許管理課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別表第 3 の 1 の表のとおりとする。
- 2 交通部運転免許試験課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別表第 3 の 2 の表のとおりとする。
- 3 警察署等に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別表第 3 の 3 の表のとおりとする。

(平 1 4 本部内訓 4 7 ・本項全部改正、平 1 9 本部内訓 8 ・平 2 4 本部内訓 1 0 ・本項一部改正)

別表第 1 (第 3 の 1 関係)

(平 1 3 本部内訓 8 ・本表一部改正、平 1 4 本部内訓 4 7 ・旧別表 2 を一部改正し繰上、平 1 8 本部内訓 1 8 ・平 2 1 本部内訓 2 0 ・平 2 6 本部内訓 2 5 ・平 2 9 本部内訓 3 0 ・令元本部内訓 3 4 ・本別表一部改正)

危険性帯有等事案

事案名	事案の内容
重大違反唆し等	令別表第 4 第 1 号から第 4 号までに該当することとなったとき。
道路外致死傷	令別表第 4 第 3 号若しくは第 4 号又は令別表第 5 第 1 号から第 4 号までに該当することとなったとき。
病気	法第 9 0 条第 1 項第 1 号又は法第 1 0 3 条第 1 項第 1 号に該当することとなったとき。
認知症	法第 9 0 条第 1 項第 1 号の 2 又は法第 1 0 3 条第 1 項第 1 号の 2 に該当することとなったとき。
中毒	法第 9 0 条第 1 項第 2 号又は法第 1 0 3 条第 1 項第 3 号に該当することとなったとき。

身体障がい	法第103条第1項第2号に該当することとなったとき。		
適性検査拒否等	法第90条第1項第3号若しくは第7号又は法第103条第1項第4号に該当することとなったとき。		
危険性帯有	1	自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が右欄の違反行為をさせたとき。	整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）
	2	自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。13において同じ。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、右欄の違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（重大違反唆し等に該当する場合を除く。）。	酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、酒気帯び（0.25未満）無免許運転、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転、麻薬等運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、速度超過（50以上）、速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）
	3	交通事故があった場合において、唆して措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が措置義務違反をしたとき。	
	4	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者	

	が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び重大違反唆し等に該当するときを除く。)
5	法第2条第1項第1号に規定する道路以外の場所で、自動車等を運転し、建造物を損壊し、又は人を負傷（負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上のもものを除く。）させたとき。
6	自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したとき。
7	免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止をすることとされていた期間が経過しない間に免許を受けたとき。
8	免許証を偽造し、若しくは変造したとき又はこれらの行為に関与したとき。
9	不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき又はこれらの行為に関与したとき。
10	1から9までに掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたとき。
11	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるとき。
12	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をしたとき。
13	自動車の使用者で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（重大違反唆し等に該当する場合を除く。）。
14	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けたとき。
15	他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢したとき。
16	2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。

17	集団走行暴力行為をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。
18	共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（重大違反唆し等に該当する場合を除く。）。
19	暴走集団に参加している運転者を指揮し、又は暴走集団に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第5項、第19条、第36条（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（同法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。

備考 この表における用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「負傷者の負傷の治療に要する期間」とは、当該負傷者の数が2人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。
- 2 「措置義務違反」とは、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。
- 3 「集団走行暴力行為」とは、道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる機会における自動車等の運転者又は同乗者により集団の勢力をかりて行われる、次に掲げる行為をいう。
 - (1) 石、ガラスびん、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射する行為
 - (2) 暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為
- 4 「暴走集団」とは、共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団をいう。

別表第2（第5の8関係）

（平24本部内訓10・本別表追加）

変更区分	備考欄記載例
住所変更	年 月 日新住所 福岡市博多区東公園7-7 [福岡公委]
氏名変更	年 月 日新氏名 福岡花子 [福岡公委]
生年月日変更	年 月 日新生年月日 年 月 日生 [福岡公委]

別表第3（第9関係）

（平14本部内訓47・本別表追加、平21本部内訓20・本別表一部改正、平24本部内訓10・旧別表第2を一部改正し繰下、平26本部内訓25・平31本部内訓7・

令3本部内訓3・本別表一部改正)

1 交通部運転免許管理課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間

簿冊名	編集する書類	保存期間
行政処分報告書	交通違反行政処分報告書（処分基準点数に達したものを除く。）	長期
	暴走行為認定カード（処分基準点数に達したものを除く。）	
	同時犯等報告書（処分基準点数に達したものを除く。）	
処分量定書（法令）	交通違反行政処分報告書（免許の停止等の期間が90日未満の処分に係るものに限る。）	
	暴走行為認定カード（免許の停止等の期間が90日未満の処分に係るものに限る。）	
	同時犯等報告書（免許の停止等の期間が90日未満の処分に係るものに限る。）	
	処分量定書（交通違反に係るものであって、免許の停止等の期間が90日未満の処分に係るものに限る。）	
処分量定書（公安委員会）	交通違反行政処分報告書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。）	
	暴走行為認定カード（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。）	
	同時犯等報告書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。）	
	交通事故行政処分報告書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。）	
	処分量定書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付	

	与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	仮停止等事案発生報告書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	仮停止等請書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	弁明調書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	仮／停止／禁止／通知書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	提出物目録（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	意見の聴取調書（福岡県公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
処分量定書（警察本部長）	交通違反行政処分報告書（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	暴走行為認定カード（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	同時犯等報告書（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	交通事故行政処分報告書（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	処分量定書（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	提出物目録（警察本部長が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
	意見の聴取調書（警察本部長が弁明の機会の付与、

	聴聞又は意見の聴取をした事案に限る。)
処分対象外	交通事故行政処分報告書（処分基準点数に達した もの及び警告点通報を受けたものを除く。）
警告	交通事故行政処分報告書（警告点通報を受けたも のに限る。）
処分量定書（事故）	交通事故行政処分報告書（免許の停止等の期間が 90日未満の処分に係るものに限る。）
	処分量定書（交通事故に係るものであって、免許 の停止等の期間が90日未満の処分に係るもの に限る。）
決定名簿	行政処分決定書（甲）
	行政処分決定書（乙）
行政処分原簿	行政処分原簿
取消処分者名簿	取消処分者名簿
停止処分者名簿	停止処分者名簿
請書	請書
仮停止等処分原簿	仮停止等処分原簿（警察本部用）
県外からの処分通知処分原簿	県外からの処分通知処分原簿
拒否等事案報告書	拒否・保留（事後取消し・事後停止）事案報告書
	拒否等行政処分決定書
	拒否等請書
／拒否・保留／事後取消・停止／処 分者名簿	／拒否・保留／事後取消・停止／処分者名簿
行政処分（違反外）	自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード
	重大違反唆し等行政処分報告書
	違反外行政処分報告書
運転経歴証明書／交付／再交付／ 申請書	運転経歴証明書／交付／再交付／申請書
	申立書
代理人誓約書	代理人誓約書
運転経歴証明書記載事項変更届管	運転経歴証明書記載事項変更届

理簿	運転経歴証明書記載事項変更届送付書	
取消申請等処理簿	取消申請等処理簿	
仮運転免許取消処分原簿	仮運転免許取消処分原簿	
行政処分手配者に対する措置経過簿	行政処分手配者に対する措置経過簿	
処分量定書（手配）	行政処分報告書（処分手配に係るものに限る。）	
前歴通知簿	前歴通知簿	8年
	前歴通知請書	
再試験不受験者行政処分報告書	再試験不受験者行政処分報告書	
運転免許取消申請書	運転免許取消申請書	
仮免許取消事案	仮運転免許取消し請書	
	仮免許取消事案発生報告書	
抹消登録簿	違反等登録抹消依頼書	5年
	抹消登録簿	
登録除外名簿	登録除外名簿	
準仮停止受付簿	準仮停止受付簿	
執行依頼結果報告書	運転免許の行政処分執行依頼結果報告書	
処分移送通知簿	処分移送通知簿	
処分通知簿	処分通知簿	
県外からの処分通知受理簿	県外からの処分通知受理簿	
処分猶予者名簿	処分猶予者名簿	
取消等該当関連情報登録対象者連絡書	取消等該当関連情報登録対象者連絡書	
取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	
	取消申請等に係る作成替免許証・運転経歴証明書送付書	
仮免許取消事案発生速報受理簿	仮免許取消事案発生速報受理簿	
手配者発見報告書・出頭命令 ^{つづり} 綴	行政処分手配者発見報告書	
	出頭命令通知書	

出頭命令書・免許証保管証受払簿	出頭命令書・免許証保管証受払簿	
行政処分報告書／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／送付書	行政処分報告書／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／送付書	3年
交通事故行政処分報告書送付書	交通事故行政処分報告書送付書	
暴走行為等行政処分報告書送付書	暴走行為等行政処分報告書送付書	
行政処分報告書／無免許／法令・事故／送付書	行政処分報告書／無免許／法令・事故／送付書	
交通違反／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／否認事件送付書	交通違反／点数切符／反則切符／交通切符／基本書式／否認事件送付書	
違反等登録日報	違反等登録日報	
行政処分関係書類送付書	行政処分関係書類送付書	
違反者講習関係書類送付書	違反者講習関係書類送付書	
違反者講習に係る行政処分通報・送付書	違反者講習に係る行政処分通報・送付書	
行政処分手配者登録名簿	行政処分手配者登録名簿	
再試験行政処分手配者登録名簿	再試験行政処分手配者登録名簿	
返納運転経歴証明書管理簿	返納運転経歴証明書管理簿	

2 交通部運転免許試験課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間

簿冊名	編集する書類	保存期間
取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	5年
	取消申請等に係る作成替免許証・運転経歴証明書送付書	
取消申請等作成替免許証・運転経歴証明書作成簿	取消申請に係る運転免許証作成替・運転経歴証明書作成依頼書	5年
	取消申請等作成替免許証・運転経歴証明書作成簿	
再試験に係る運転免許証作成替依頼書	再試験に係る運転免許証作成替依頼書	3年

3 警察署等に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間

簿冊名	編集する書類	保存期間
仮停止等処分原簿	仮停止等処分原簿（警察署・高速道路交通警察隊用）	長期
準仮停止簿	準仮停止簿	5年
取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	取消申請等の受理及び作成替免許証・運転経歴証明書交付簿	
	取消申請等に係る作成替免許証・運転経歴証明書送付書	
仮免許取消事案発生速報簿	仮免許取消事案発生速報簿	
出頭命令書・免許証保管証受払管理簿	出頭命令書・免許証保管証受払管理簿	
行政処分手配者に対する措置経過簿	行政処分手配者に対する措置経過簿	3年
行政処分執行依頼管理簿	行政処分執行依頼管理簿	1年
返納運転経歴証明書管理簿	返納運転経歴証明書管理簿	